

暫定議題案
拡大委員会特別会合
2011年8月23-27
オーストラリア、シドニー

1. 開会

1.1. 特別会合の議長及び副議長の確定

1.2. 議題の採択

1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは、会合の公式記録に含まれることになる。電子的コピーを事務局に提出されたい。

1.3.1. メンバー

1.3.2. 協力的非加盟国

2. 拡大科学委員会(ESC)からの報告

ESCの議長は、7月のESC会合の報告書を紹介する。ESCは、最新の資源評価、及び最新データを利用した代替的な管理手続き(MP)から得られた将来予測の更新を行うこととなっている。ESC報告書の紹介の後、質疑応答が行われる。

3. 管理手続き(MP)の評価及び採択

CCSBT16において採択された、みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議は、MPを2011年に導入し、そのMPを2012年以降のTAC設定の基礎とすべきことを規定している。また、かかる決議は、MPを2012年までに最終化させることができなかった場合、拡大委員会が新しい資源評価に基づく決定を別途行わない限り、同委員会は2012年漁期のTACを5千~6千トンの水準まで削減することも規定している。

今次会合における主たる優先事項の1つは、MP及びMPの運用を調整する規則が採択できるよう議論を進展させることである。MPを議論する上で、戦略計画の勧告案は予防原則の適用及び生態系管理の組み込みが確保されるようMPに関するパラメーターが設定されるべきことを規定していることに留意するべきである。

3.1. MP及び関連するパラメーターの選定

CCSBT17は、MPに関連する一部のパラメーター、すなわち、暫定的な再建目標の達成確率を70%にチューニングすること¹、3年分のTACを設定すること及びTACの最小変更幅を100トンとすること等に合意した。

この会合においては、採用されるべきMP、未だ合意されていない関連するパラメーター、すなわち、暫定的な再建目標を達成するために必要な期間、TACの最大変更幅、TACの計算と実施のタイムラグ等に関して、決定又は決定に向けた実質的な進展が得られなければならない。

3.2. 3年分を1つのまとまりとする割当量に関する規則の策定

CCSBT17は、MPに基づくTACを、単年ごとに決められた配分が3つあると考えるか、又は予め厳格な管理規則が合意されかつ実施されていることを条件として、それぞれの年に割当量を振り分けることが可能となるような3年分を1つのまと

¹ 暫定的な再建目標をSSB₀の20%とすることについては、既に合意済み。

まりとして考えるか、のどちらかであるということに留意した。さらに、CCSBT17は、過小漁獲及び過剰漁獲への対応に関する枠組みを策定することに関して、次回のSFMWG会合において、MPの下で3年分を1つのまとまりとする割当量についての規則の一部として、検討することに留意していた。この議題項目は、3年分を1つのまとまりとする割当量を実施するための規則を規定するための機会を提供するものである。

4. 総漁獲可能量及びその配分

4.1. TAC

2010年10月の第17回拡大委員会会合において、同委員会は、2011年8月の委員会特別会合において管理手続きを最終化及び採択することに合意している。かかるプロセスは、10月の拡大委員会年次会合における常設的な議題であるTACの決定とリンクする。しかしながら、管理手続きの最終化及び採択に関連して検討すべきTAC上の1つの課題は、管理手続きが1年間のタイムラグを採用する場合における2012年TACの決定のためのプロセスである。

4.2. TACの配分

CCSBT17は、MPが適用される場合にはTACの配分に関する明確な規則が必要となることに留意している。検討が必要となる配分に関する課題は、CCSBT13報告書第66パラグラフに基づく日本の削減配分のレビュー、南アフリカがCCSBTを批准した場合における同国への配分、将来の新規メンバーへの配分方法、及びMPによってTACが変更された場合に常に適用されるTAC配分に関する明確かつ所定の規則である。

5. 改訂版CCSBT戦略計画の検討

この議題項目の検討は、会議の時間次第である。CCSBT17においてCCSBT戦略計画案を変更すべきとする要請が行われたことから、同会合ではこれを採択するコンセンサスが得られなかった。メンバーは、希望する変更内容を事務局に提出しており、それらは同計画案に反映されている。修正後の計画案は、CCSBT回章2011/007及びSFMWGの会合文書CCSBT-SFMWG/1103/04を通じて、メンバー及びCNMに配布されている。

6. CCSBTの機密性に関する取決めについての未解決事項

この議題項目の検討は、会議の時間次第である。CCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則中の3つのパラグラフ(5c, 21及び22)は、CCSBT17において施行されなかった。CCSBT17は、CCSBT18よりも前にこれら3つのパラグラフを議論することに合意している。

7. みなみまぐろ及び生態学的関連種の科学的評価を支援するための漁業依存データの提供

この議題項目の検討は、会議の時間次第である。CCSBT17において、この件に関するオーストラリア提案の決議案は合意されなかったが、将来の会合において議論する可能性に備えてCCSBT17報告書別紙16として添付することとされた。

8. 遵守委員会作業部会のセッション

特別会合のプレナリーを3日半で終了させ(すなわち、金曜日午後12時30分まで)、遵守委員会作業部会(CCWG)を土曜日午後12時30分まで開催することを予定している。CCWGのセッションの議長は、遵守委員会の議長が行うこととし、SFMWG会合で議論される予定であった以下に掲げる遵守上の課題に焦点を絞って議論する。

- CCSBT遵守計画及び遵守政策提言の策定
- 時間があれば、以下も行う

- 地域オブザーバー計画に関する議論
- SFMWG 会合のために作成したメンバーの遵守に関する文書の議論

上記の議論の意図は、10月の遵守委員会会合において効果的な議論の進展を可能とするための一助として、同会合前に様々な課題に対する認識を向上させることにある。CCGW セッションでは、これらの課題について最終的な合意に達することを予定しておらず、その報告書を作成する必要性もないかもしれない。しかしながら、議論のために時間を最大限利用するためには、この報告書は、極めて簡潔なものとし、かつ特別会合報告書の本体ではなく別紙として含めるべきである。

9. その他の事項

9.1. インドネシアから日本に輸入された CDS 文書及び標識を伴わない SBT についてのインドネシアからの報告

日本は、仮に時間があれば、本件、特にインドネシアによって実施される今後の再発防止措置について、インドネシアから報告を聞く機会があれば有益であると提案している。

10. 閉会

10.1. 報告書の採択

報告書の採択のセッションは、2011年8月27日（土）午後2時から開始する予定。

10.2. 閉会